

商工中金テレホン・ファクシミリサービス規定

1. 連絡サービスの取扱いについて

テレホン連絡サービスについては、貴金庫で受信した暗証番号が、届出の暗証番号と一致した場合には、連絡してさしつかえありません。

ファクシミリ連絡サービスについては、届出の電話番号にあてて、貴金庫が自動的に連絡してさしつかえありません。

2. 照会サービスの取扱いについて

貴金庫で受信した暗証番号が、届出の暗証番号と一致した場合には、応答してさしつかえありません。

3. 振込依頼人からの訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、既に連絡または応答を受けた内容について、変更または取消してもさしつかえありません。

4. 通信混雑、機器障害ならびに天災地変その他やむを得ない事由により、連絡・応答が遅延したり、不能になることがあっても異議を申し立てません。

5. 電話番号、暗証番号等の利用内容の変更の際は、貴金庫所定の書面により届出いたします。

6. 商工中金テレホン・ファクシミリサービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約できるものとします。なお、解約の際は、貴金庫所定の書面により届出いたします。

申込口座が解約されたときは、この契約が失効することに異議ありません。

7. 商工中金テレホン・ファクシミリサービスの手数料については、貴金庫所定の手続により、お支払いいたします。

8. この取扱いについて、かりに紛議が生じても、貴金庫の責によるものを除き、貴金庫には迷惑をかけません。

9. 規定の変更について

この規定の各条項その他の条件は、諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

この変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上